

下水道の「排水管の洗浄」による 点検商法にご注意ください！



問 小諸市消費生活センター

訪問セールスで来た業者へ「排水管洗浄」を依頼した後、「排水管洗浄後、配管を点検したところ欠陥を発見した。このままでは柱が腐り、家が倒れる」などと不安をあおり高額な排水管等の改修工事契約を締結させるケースがあります。

急いで契約せずに複数の業者に見てもらい、また、見積もりを取るなど慎重に判断してから契約しましょう。点検商法で契約をしてしまってお困りの際は、一人で悩まず、小諸市消費生活センターへご相談ください。

☒ **小諸市が業者に依頼して、個人のお宅の排水管などを点検・清掃することはありません。**

☒ 訪問セールスによる契約は、**基本クーリングオフが適用**となります。

☒ 排水管の定期点検について、**法律の定めはありません。**

※定期的に点検することは管理上好ましいことですが、通常の使用で排水管が詰まることはまれです。
日頃から油や水に溶けない紙などは流さないようにしましょう。

☒ 宅内排水設備の改修工事は、**【小諸市下水道指定工事店】による施工が必要**となります。



▶相談窓口 小諸市消費生活センター（市民課内）

☎ 31-5100 ※土日祝日年末年始除く

▶休日相談 消費者ホットライン ☎ 188

▶下水道に関する相談 下水道課（内線 2262）

消費者トラブル情報バックナンバー

これまで広報こもろに掲載してきた「消費者トラブル情報」を、市公式HPにまとめて紹介しています。

